

苫小牧工業高等専門学校リスク管理規程

規則第109号

制 定 平成30年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の回避、軽減及び移転等のリスク対応を図り、もって本校の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 教職員 教員（特命教授、特命講師等を含む）、職員（技術専門員、技術専門職員等を含む）、非常勤職員、非常勤講師、学校医、カウンセラー、再雇用職員及び労働者派遣に関する基本契約に基づき本校に派遣され業務を行う者をいう。
- 二 学生 本科生、専攻科生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生等、本校で修学するすべての者をいう。
- 三 リスク 本校の使命及び目標の達成を阻害する要因をいう。
- 四 リスク管理 リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の回避、軽減及び移転等のリスク対応を図ることをいう。

(リスク管理責任者)

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構リスク管理規則第5条に基づき、本校にリスク管理責任者を置き、校長をもって充てる。

2 リスク管理責任者は、本校におけるリスク管理を総括する。

(リスク管理委員会)

第4条 本校におけるリスク管理のため、リスク管理委員会を置く。

2 リスク管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校のリスク管理体制に関する事項
- 二 リスク管理に関する規程及びマニュアル等の整備に関する事項
- 三 リスク管理教育に関する事項
- 四 リスクの顕在化防止に関する事項
- 五 リスクの再発防止に関する事項
- 六 その他リスク管理に関する事項

(リスク管理委員会の構成員)

第5条 リスク管理委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 リスク管理責任者
- 二 各副校長

- 三 事務部長
- 四 各課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員長)

第7条 リスク管理委員会に委員長を置き、リスク管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、副校長（総務主事）がその職務を代行する。

(リスクの顕在化時の対応)

第8条 教職員はリスクが顕在化した場合又は顕在化したと想定される場合（以下「危機事象」という。）、速やかにリスク管理責任者に報告しなければならない。

- 2 リスク管理責任者は前項の報告を受け、組織的・集中的な対応が必要と判断した場合、対策本部を設置する。
- 3 リスク管理責任者が、第1項の報告を受け、組織的・集中的な対応に及ばないと判断した場合、事象の主務組織等の責任者へ対応を依頼する。依頼された責任者は対応結果をリスク管理責任者へ報告する。

(対策本部)

第9条 対策本部は、危機事象に伴う次の事項に関して、迅速かつ適切に対処する。

- 一 危機事象に関する情報収集
 - 二 学生、教職員、地域住民等の安全確保
 - 三 損失の回避、軽減及び移転防止等の措置
 - 四 関係機関への対応
 - 五 顕在化した要因の分析
 - 六 その他危機事象の発生に伴い必要となる措置
- 2 危機事象の収束後、対策本部はリスク管理委員会に危機事象の発生から収束までの経緯及び発生要因の分析結果を報告しなければならない。

(対策本部の構成員)

第10条 対策本部は、次の各号に掲げる者を本部員として組織する。

- 一 リスク管理委員会委員
- 二 その他校長が必要と認めた者

(本部長及び副本部長)

第11条 対策本部に本部長を置き、リスク管理責任者をもって充てる。

- 2 対策本部に副本部長を置き、本部長が指名する副校長をもって充てる。

(学外有識者の参画)

第12条 本部長が必要と認めた場合は、対策本部に学外有識者を参画させることができる。

(秘密保持義務)

第13条 教職員は、この規則に基づく本校のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。

(リスク管理業務に関する事務)

第14条 リスク管理業務に関する事務は、総務課において処理する。ただし、危機事象の発生時等、緊急時においては、この限りでない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、本校のリスク管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校危機管理対策室規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。